

請 願 審 査 資 料

令和3年請願第13号

全ての小中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を
設置することについて

令和5年1月30日

教育委員会

1 請願事項

全ての小中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置すること

2 国が示した特別支援教育のあり方

- 文部科学省通知「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月）
 - ・ 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
 - ・ 小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。
 - ・ 特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

3 福岡市における自閉症・情緒障がい特別支援学級について

(1) 基本的な方針

- 障がいの特性に応じた質の高い教育を行うため、拠点となる学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置し、高い専門性を持つ教員や、安全を見守る会計年度任用職員を配置する。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、対象となる児童生徒数の増減及び居住地等の実態を踏まえ決定している。

(2) 設置の推移

(校)

年度	小学校	中学校	計
平成 30 年度	8 (23)	5 (10)	13 (33)
令和 元年度	9 (25)	5 (13)	14 (38)
2 年度	12 (30)	7 (17)	19 (47)
3 年度	13 (36)	8 (20)	21 (56)
4 年度	16 (40)	10 (23)	26 (63)

※ () 内は学級数

(3) 在籍児童生徒数の推移

(人)

年度	小学校	中学校	計
平成 30 年度	125	58	183
令和 元年度	143	74	217
2 年度	177	88	265
3 年度	214	106	320
4 年度	258	128	386

- (4) 自閉症・情緒障がい特別支援学級における支援
- 視覚情報を活用した教材の工夫や体験活動の確保、パーティションを使った個別学習の実施等、障がいの特性に応じた教育内容・方法を工夫している。
 - 窓ガラスの飛散防止フィルム、窓からの転落防止対策等、障がいの特性に応じた環境整備に努めている。
 - 校内支援委員会を設置し、学校全体で児童生徒への支援方法を検討するなど、校内支援体制の充実に努めている。

4 国の動向

- (1) 文部科学省通知(令和3年6月)「障害のある子供の教育支援の手引き」の変更
- これまでの基本的な考え方は継続して重視した上で、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していく。
- (2) 文部科学省調査(令和4年12月公表)
- ① 調査期間
 - 令和4年1～2月
 - ② 調査内容
 - 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
 - 全国の公立小中高校1,800校、児童生徒88,516人を抽出し調査
 - ③ 結果概要
 - 公立小中学校の児童生徒の8.8%に発達障がいの可能性がある。
 - 平成24年調査の6.5%から比率が上がった。

5 請願に対する考え方

自閉症・情緒障がいのある児童生徒への対応については、適切な指導及び必要な支援を行えるよう、自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に努めてきた。

その一方で、対象となる児童生徒が増加しているという全国的な現状もあり、福岡市も同様の状況であることから、対象となる児童生徒の状況や居住地等の実態を踏まえ、今後、より効果的な自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置のあり方について検討していく。